済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

ニ　当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する金融機関をいう。次条第六項及び第十五条第三項において同じ。）からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

第十三条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十四号）」を削り、「普通保険」の下に「（第三項、第四項及び第六項において「普通保険」という。）」を、「無担保保険」の下に「（第三項、第四項及び第六項において「無担保保険」という。）」を、「特別小口保険」の下に「（第三項、第四項及び第六項において「特別小口保険」という。）」を加え、同条第三項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する」、「同法第三条の二第一項に規定する」及び「同法第三条の三第一項に規定する」を削り、「（同法」を「（中小企業信用保険法」に、「第二号ロ」を「八並びに第二号ロ」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「をいう」の下に「。次項において同じ」を、「当該中小企業者」の下に「（同条第一項第一号ロ又は第二号ロに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、経営承継準備関連保証を受けた中小企業者（前条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
	保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（以下「経営承継準備関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保証人の保証を除く。	保証人の保証を含む。
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第十三条に次の一項を加える。

6　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、経営承継借換関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号ニに該当する者に限る。以下この項において同じ。）の経営の承継に必要な資金のうち当該認定の日から経営の承継の日までの間における金融機関からの借入れの借換えのために要する資金に係るものをいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
	保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第六項に規定する経営承継借換関連保証（以下「経営承継借換関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保証人の保証を除く。	保証人の保証を含む。
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継借換関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営承継借換関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営承継借換関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第十五条の見出しを「（指導及び助言等）」に改め、同条第二項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「（以下この条において「機構」という。）」を加え、同条第三項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「機構」に、「のため」を「を図るため」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、第十三条第四項又は第六項の保険関係に係る債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上」を「第三章　中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上」に、「第二節　異分野連携新事業分野開拓（第十六条・第十七条）」を「第二節　経営力向上（第十六条―第二十一条）」に、「第三節　支援措置（第十八条―第二十三条）」を「第三節　支援措置（第二十二条―第三十条）」に、「第四節　支援体制の整備（第二十四条―第三十一条）」を「第四節　支援体制の整備（第三十一条―第四十七条）」に、「第五節　雑則（第三十二条―第四十八条）」を「第五節　雑則（第四十八条）」に、「第二節　地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第六十七条―第七十二条）」を「第三節　雑則（第七十三条）」に改める。

二節　雑則（第六十七条）」に、「第七十四条―第八十一条」を「第六十八条―第七十五条」に、「第八十二条」を「第七十六条」に改める。